

# 五戸町立学校における働き方改革プラン

令和5年9月策定

令和8年3月改定

五戸町教育委員会

## はじめに

本町の教育職員（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下、「給特法」という。）第2条第2項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）は、崇高な使命感を持ち、学校教育の充実・発展に向けて日々努力していますが、社会が急速に変化する中で、学校を取り巻く環境は、より複雑化・多様化し、学校への期待や役割が増え続け、それに加え、新しい時代の教育に向けて学習指導要領が改訂されるなど、ますます教育職員の負担が増大することが見込まれています。

このような中、平成31年1月に中央教育審議会で行きとめられた「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の答申では、教師のこれまでの働き方を見直し、教師が自らの授業を磨くとともに、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようになることを目指して働き方改革を進めていく必要があることが示されました。

また、文部科学省は、給特法第7条に基づき、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下、「文部科学省指針」という。）を令和2年1月に告示し、時間外在校等時間の上限時間などを示しています。

さらに、令和8年4月1日に施行される改正給特法及び同日から適用される改正文部科学省指針では、サービス監督教育委員会による業務量管理・健康確保措置の計画策定と公表が義務化されました。

県教育委員会においては、平成26年度に勤務実態調査を実施した結果、教育職員の長時間勤務の状況や多忙感の増大が見られたことから、多忙化解消に係る取組工程表を作成して、平成28年度から取組が進められており、令和2年3月には、この取組を一層強力に推進する「学校における働き方改革プラン」（以下、「県プラン」という。）が策定され、令和8年2月には、給特法第8条第1項に基づく「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」に位置付ける見直しが行われました。

本プランは、文部科学省指針及び県プランを参考にして、当町立小中学校に勤務している教育職員の勤務実態を踏まえ、教育職員の負担をより一層軽減し、長時間勤務の是正を図ることで、教育職員の健康及び福祉を確保し、教育職員が意欲と能力を最大限発揮して、子供たちに効果的な教育活動を行うことができるよう、今後の取組の具体的方策を取りまとめたものです。

町教育委員会では、本プランに基づき学校との連携の下、学校における働き方改革に向けて取り組んでまいります。

※文中では、広く社会一般における子供を対象とする記述には「子供」、学校において教職員が働きかける対象としての子供については「児童」（小学生）「生徒」（中学生）の語を用いています。

## 目 次

はじめに .....	1
1 プランの趣旨、現状 .....	3
(1) プランの趣旨 .....	3
(2) 本町の現状 .....	3
2 目標等 .....	4
(1) 対象の範囲 .....	4
(2) 勤務時間の対象 .....	4
(3) 町立学校の教育職員の勤務時間の上限時間 .....	5
(4) 達成しようとする目標 .....	5
3 計画の期間 .....	6
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 .....	6
(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し .....	6
(2) 教職員の心と体の健康を守るための方策 .....	10
(3) 教職員が安心して働くことのできる職場環境を推進するための方策 .....	11
5 学校における取組内容 .....	13
(1) 働きやすい環境をするための方策 .....	13
(2) 部活動による負担を軽減するための方策 .....	15
(3) 会議・打合せを効率化するための方策 .....	15
(4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策 .....	15
(5) 学校行事の負担を軽減するための方策 .....	16
(6) 給特法等の改正により学校に義務付けられた事項 .....	16
6 関連する取組、今後のフォローアップについて .....	17

# 1 プランの趣旨、現状

## (1) プランの趣旨

本プランは、町教育委員会が町立学校の「教育職員や事務職員等」（以下「教職員」という。）を対象に実施する「学校における働き方改革の推進に向けた取組」を示すとともに、町教育委員会及び町立学校において実施すべき内容を示すものです。

このプランを、給特法第8条第1項に基づき町教育委員会が定める「サービスを監督する教育職員の業務の量の適切な管理その他健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）に位置付けます。

## (2) 本町の現状

町教育委員会では、令和4年3月に、町立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「五戸町立学校の教職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（以下「規則」という。）を定めるとともに、令和5年9月に「五戸町立学校における働き方改革プラン」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月—時間	—%	—%
中学校	月—時間	—%	—%

※データ出典：青森県教育委員会「学校における働き方改革プランに係る取組状況調査（令和6年度）」

本町では、各学校においてタイムカードを月次集計し、時間外及び休日労働が月80時間、かつ、一定要件に該当する場合に学校から町教育委員会へ報告する体制としていたことから、町教育委員会において把握しているのは月45時間、又は80時間を上回る教育職員のうち一部のみとなっているため、割合は不明です。

なお、学校の業務負担軽減の観点から、本調査への回答に当たっては、町教育委員会から学校への調査は行わないこととなっています。

## 2 目標等

### (1) 対象の範囲

文部科学省指針に基づき、本プランに掲げる措置は、給特法の第2条第2項に規定する教育職員全てを対象とします。

教育職員：校長、教頭、(主幹教諭)、(指導教諭)、教諭、養護教諭、栄養教諭、(助教諭)、養護助教諭、講師、(実習助手)、(寄宿舎指導員) \* ( )は配置となった場合  
※事務職員等については、「36協定」における時間外労働の規制が適用されます。

### (2) 勤務時間の対象

文部科学省指針に基づき、教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下①、②を加え、③、④を除いた時間を「勤務時間」とします。

#### <基本とする時間>

##### ○在校している時間

正規の勤務時間※1外において超過4項目※2以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間

※1 「正規の勤務時間」とは、給特法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいいます。

※2 超過4項目とは、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令(平成15年政令第484号)第2号において、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。」と規定されている次のイ～ニの業務をいいます。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議(設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要業務

#### <加える時間>

①校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として町教育委員会が外形的に把握する時間

②各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)の時間

#### <除く時間>

③正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間(※自己申告による)

④休憩時間

$$\text{勤務時間} = \text{在校している時間} + \text{①} + \text{②} - \text{③} - \text{④}$$

### (3) 町立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限時間

文部科学省指針に基づき、学校の教育職員の時間外在校等時間※3の上限を規則※4で次のとおり定めています。

<b>【原則】</b>	時間外在校等時間※3 ①1か月 45時間以内、②1年間 360時間以内
<b>【特例】</b>	児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外※5に業務を行わざるを得ない場合※6 時間外在校等時間※3 ①1か月 100時間未満、②1年間 720時間以内 (※ただし、月45時間超は年間6か月以内、複数月平均80時間以内)

※3 「時間外在校等時間」とは、「勤務時間」(4ページ参照)から、校長が割り振った所定の勤務時間※5を減じた時間のことをいいます。

※4 五戸町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則(令和4年五戸町教委規則第2号)

※5 「所定の勤務時間」とは、給特法第6条第3項各号に掲げる日(代休が指定された日を除く。)以外の日における「正規の勤務時間」のことをいいます。

※6 例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し児童生徒等に深刻な影響が生じている、又は生じるおそれがある場合などを指します。

※ 教育職員が上限時間まで業務を行うことを推奨するものではありません。

※ 教育職員の勤務時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、真に必要な学校教育活動をおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはなりません。

### (4) 達成しようとする目標

本プランにおいて達成を目指す目標を以下のとおり設定します。

#### ① 時間外在校等時間を上限時間内にするための数値目標

1か月時間外在校等時間の平均時間が、月80時間を超える教育職員の割合※7を0%にします。

※7 「1か月時間外在校等時間の平均時間が、月80時間を超える教育職員の割合」は、青森県教育委員会「学校における働き方改革プランに係る取組状況調査」当該年度における町立小・中学校の教育職員の在校等時間について、4月から3月までの各月の「時間外在校等時間の区分」が「80h超」の人数の割合の年間平均値を用います。

## ② ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は現状の数値】

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を16日以上にします。 【R6 14.3日】

※データ出典：青森県教育委員会「人事行政の運営の状況に係る調査」

令和6年度 総取得日数1,334.2日÷対象者数93人

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させます。

【R7前期 8.7%】

※データ出典：五戸町教職員ストレスチェック

令和7年度前期 高ストレス判定者数10人÷対象者数115人

## 3 計画の期間

令和8年度～令和10年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本プラン期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

これまで学校・教職員が習慣的に行ってきた業務の中には、教職員の情熱と献身的な努力により担ってきたものが少なくありません。また、それらの業務の多くは範囲が曖昧なまま行っている実態があり、それらの業務について明確化・適正化を図ることは、「学校における働き方改革」を推進するためには必要不可欠であり、平成31年1月の中央教育審議会の答申においても、これまで学校や教職員が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方が示され、令和8年4月1日から適用される改定文部科学省方針において「学校又は教師の業務の3分類」として明記されたところです（次表参照）。

※文部科学省方針における「学校又は教師の業務の3分類」

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<p>1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等</p> <p>2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）</p> <p>4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等</p> <p>5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p> <p>※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<p>6 調査・統計等への回答（学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施）</p> <p>7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画）</p> <p>8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討）</p> <p>9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討）</p> <p>10 校舎の開錠・施錠（副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進）</p> <p>11 児童生徒の休み時間における安全への配慮（地域住民等の支援や、輪番等を促進）</p> <p>12 校内清掃（児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進）</p> <p>13 部活動（部活動の地域展開・地域連携を推進）</p> <p>※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画</p>	<p>14 給食の時間における対応（食に関する指導については、栄養教諭等が対応）</p> <p>15 授業準備（教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進）</p> <p>16 学習評価や成績処理（採点業務等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進）</p> <p>17 学校行事の準備・運営（関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討）</p> <p>18 進路指導の準備（就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進）</p> <p>19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの協働等を促進）</p>

効果的な教育活動を行うためには、子供の成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にし、保護者や地域等に伝え、理解を得ることが求められます。その上で、基本的に学校以外の主体にお願いしたい業務や教職員の負担軽減のための業務等について保護者・地域等に丁寧に説明し、その役割を主体的・対話的に委ねることが大切です。

町教育委員会では、「業務の3分類」のうち次の事項について、優先的・重点的に取り組みます。

### ① 学校以外が担うべき業務

#### ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（3分類<sup>1</sup>関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が登下校する時間の見直しを推進します。
- ・ 保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進します。

#### イ 放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応（3分類<sup>2</sup>関係）

- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有します。

#### ウ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（3分類<sup>3</sup>関係）

- ・ 給食費について、公会計による取扱いを継続します。
- ・ 給食費以外の学校徴収金について、町教育委員会は、五戸町学校共同事務室と連携し、口座振替等の事務処理方法の統一や見直し及び業者から保護者が直接購入する体制の構築を推進します。

#### エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（3分類<sup>4</sup>関係）

- ・ 地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域と学校の橋渡し役として、地域学校協働活動推進員を委嘱し、学校と地域との連絡調整を地域学校協働活動推進員が中心となっ  
て行うことができる体制の構築を推進します。

#### オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（3分類<sup>5</sup>関係）

- ・ 町教育委員会は、学校運営上のトラブル等に対して学校が組織的に対応できるようにするために、指導や助言を行う教育アドバイザーを配置します。
- ・ 町教育委員会は、学校運営上のトラブル等が発生した場合に、教職員の相談に応じるスクールロイヤーの活用を推進します。

## ② 教師以外が積極的に参画すべき業務

### ア 調査・統計等への回答（3分類6関係）

- ・ 報告書の様式等の簡略化  
町教育委員会は、定めている様式や様々な事務手続の簡略化を進めます。  
町教育委員会は、報告書等を送付する際のかがみ文書を省略するなど、報告の簡略化を進めます。  
町教育委員会は、電子メールやFAXなどのうち回答者が利用しやすい方法での提出を推進します。
- ・ 調査内容・方法等の見直し  
町教育委員会は、実施する調査を精選します。  
町教育委員会は、調査方法について、回答様式の電子データ化、回答方法の工夫等を行います。  
町教育委員会は、学校からの届出及び報告文書について、必要性等を改めて検討し、見直しを図ります。
- ・ 町教育委員会は、五戸町学校共同事務室と連携し、各種事務処理マニュアルの作成など事務処理の効率化を進めます。

### イ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（3分類8関係）

- ・ 町教育委員会は、学校と連携を図りつつ、必要に応じて外部委託による保守・管理を行います。

### ウ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理（3分類9関係）

- ・ 町教育委員会は、外部委託を行っている学校プールの活用を推進します。
- ・ 町教育委員会は、事務職員や学校技能職員、保護者や地域住民と連携しつつ、必要に応じて外部委託による体育館の管理を行います。

### エ 部活動（3分類13関係）

- ・ 部活動の指針の定着等  
町教育委員会は、「五戸町運動部活動の在り方に関する方針」及び「五戸町文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、部活動の適切な運営のための体制整備、適切な休養日等の設定の定着を図るため、学校に対して、継続的に働きかけを行います。
- ・ 部活動数の精選  
学校が部活動数を精選するに当たって、町教育委員会が必要に応じて助言等を行います。
- ・ 活動内容の制限（標準的な活動内容の共通理解）  
学校が活動内容を制限するに当たって、各競技団体等との調整が必要な場合には、町教育委員会が必要に応じて助言を行います。

・運動部活動の地域展開

「五戸町運動部活動地域移行推進計画」に基づき、町教育委員会、町立中学校、町スポーツクラブ及び町内のスポーツ団体等において、本町の実情に合わせて創意工夫を凝らし、生徒や保護者等の理解を得ながら段階的な休日の地域展開を進めます。また、令和10年度末を目途とする改革推進期間中に、可能な種目から平日の運動部活動も「地域スポーツ活動」への展開準備を開始します。

・合理的で効率的な部活動の推進

地域の実情を踏まえ、他校との合同部活動や、拠点校方式による部活動を推進します。

### ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

#### ア 授業準備、学習評価や成績処理（3分類 15 16 関係）

- ・ 理科観察実験支援員の配置、スクール・サポート・スタッフの活用を継続します。
- ・ 町教育委員会はこれまで行ってきたICT環境の整備をさらに進め、業務の効率化を図っていきます。また、統合型校務支援システムの機能を活用することにより、成績処理等に係る事務負担を軽減します。

#### イ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（3分類 19 関係）

- ・ 特別支援教育支援員の配置を継続します。
- ・ 校内教育支援センターを拡充します。
- ・ 教育アドバイザーを配置します。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの活用を推進します。
- ・ 要保護児童対策地域協議会の枠組を活用し、町長部局や関係機関と連携して支援を行います。

## (2) 教職員の心と体の健康を守るための方策

### ① 在校等時間の把握

ア ICTを活用した客観的な方法により在校等時間を把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。その際、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させないように指導します。

イ アにより把握した在校等時間の状況を基に、長時間勤務の改善に向けた指導・助言を行います。

## ② 福利厚生 の 充実

- ア 年次休暇の計画的な取得を促進するほか、妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援に関する各種制度を周知します。
- イ 年次休暇の更なる利用促進のため、毎年度、実施状況を踏まえ学校閉庁を実施します。
- ウ 教職員自らがストレスを予防・軽減できるようメンタルヘルスチェックを継続するとともに、公立学校共済組合が設置するメンタルヘルス等健康相談窓口について、その活用を促すための周知に努めます。

## ③ 教職員 の 意識改革

- ア 県教育委員会と連携し、メンタルヘルス、ワーク・ライフ・バランスを踏まえたマネジメント等に係る研修講座等への参加を促します。
- イ 学校等又は個々人の単位で、それぞれ業務改善が図られるよう、ワーク・ライフ・バランス推進目標の設定を依頼したり、業務改善に係る好事例を周知したりするなど、意識の醸成に努めます。

## (3) 教職員が安心して働くことのできる職場環境を推進するための方策

### ① 地域の人材の有効活用

町教育委員会は、学校運営協議会などの地域の教育力を活用して、教育活動はもとより学校の活動全般において家庭・地域の協力を得ながら、学校運営体制の強化や教職員の負担軽減を図ります。

### ② 専門スタッフの活用

町教育委員会は、次のような専門スタッフを、学校の要望や実態を踏まえ、効果的に配置し、教育職員の業務や公務を支援・補助することにより、負担軽減を図ります。

- ア 児童生徒の国際理解教育や外国語教育の充実を図るための外国語指導助手の配置
- イ 特別支援学級及び通常学級に在籍するさまざまな教育的ニーズのある児童生徒に対して適切な指導を行うための特別支援教育支援員の配置
- ウ 学校生活の様々な悩みをもつ児童生徒や保護者、教育職員等への教育相談や、登校が難しい児童生徒への適応指導のための校内教育支援センタースタッフの配置

- エ 部活動において部活動指導員の配置
- オ 学校図書室の整備のための学校図書支援員の配置
- カ 理科の観察・実験に使用する設備の準備・調整等を行う理科観察実験支援員の配置
- キ 地域学校協働活動推進員の配置
- ク 学校経営、不応児児童生徒対応に対する指導・助言等を行う教育アドバイザーの配置
- ケ 県教育委員会と連携したスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーの活用及びスクール・サポート・スタッフの配置

## 5 学校における取組内容

学校においては以下の内容を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学校の実情に即した具体的な取組を、校内の意思統一を図りながら主体的・組織的に推進するものとします。

### (1) 働きやすい環境をするための方策

#### ① 教職員の意識改革

- ア 教職員の年次休暇の計画的利用を推進します。
- イ 教職員の家族の冠婚葬祭等や子供の学校行事等があったときに教職員が休暇を取得できるよう配慮します。
- ウ 長期休業期間における年次休暇の積極的利用を推進します。
- エ 個々人の単位で、それぞれの業務改善が図られるよう、ワーク・ライフ・バランス推進目標を設定したり、業務改善に係る好事例を周知したりするなど、意識の醸成に努めます。
- オ 働きやすい、職場環境づくりのため、休暇制度や子育て支援制度について周知し、制度の一層の理解を深めるよう努めます。

#### ② 教職員間の信頼関係構築

- ア 教職員同士のコミュニケーションの向上や風通しのよい職場の実現を図り、気兼ねなく情報交換や相談できる雰囲気の醸成に努めます。
- イ 校内で起こった問題について、職員同士のコミュニケーションをうまく図り、組織として解決する体制を築きます。
- ウ ハラスメントを防止し、メンタルヘルスに理解のある職場づくりに努めます。

#### ③ 教職員間の業務の平準化

- ア 業務運営が効率的、効果的になされるよう、校務分掌等の見直しを行います。
- イ 教職員の希望を考慮した校務分掌の割振りを行うとともに、教職員の勤務状況に応じて業務量が適正になるよう校務分掌の調整を行います。
- ウ 職種間で業務を分担し合える体制づくりに努めます。

#### ④ 業務が集中した場合のサポート体制の整備

担当する業務等についての情報交換に密にし、教職員同士の連携を強めます。

#### ⑤ 複数担当制等の工夫

ア 各分掌の主担当・副担当の業務を明確にし、共通理解を図ります。

イ 部活動等における児童生徒の引率等の業務について、担当者が分担して対応します。

#### ⑥ 弾力的な勤務時間の割振り

修学旅行等の引率業務や災害発生への対応など、通常の勤務時間外に業務を行わせる必要がある場合、当該業務に従事する教職員の勤務開始・終了時刻を調整して割り振るなど、柔軟な勤務時間の割振りを行います。

#### ⑦ 教職員の勤務状況の把握の徹底

教職員の長時間勤務の状況について客観的な方法により把握し、教職員の過重労働による健康障害の防止に努めます。その際、校長は実際より短い虚偽の時間を記録しないよう教職員に対して指導するものとします。

#### ⑧ 地域の人材の有効活用

ア 学校運営協議会を効果的に活用し、学校と地域の連携を推進します。

イ 町教育委員会等が把握する人材を活用するなど、地域の優れた指導力や知識等を持つ外部の掘り起こしに努めます。

ウ 外部人材（指導者）に対して、活動方針の共通理解を図ります。

エ 外部人材（指導者）の更なる指導力向上のため、指導者研修会への参加を促します。

## (2) 部活動による負担を軽減するための方策

### ① 部活動数の精選

部活動の意義等を踏まえて、部活動の種目等の精選を行います。

### ② 活動内容の制限（標準的な活動内容の共通理解）

ア 部活動について、「五戸町運動部活動の在り方に関する方針」及び「五戸町文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえた活動内容となるよう、定期的に確認します。

イ 保護者等に対して、部活動の活動方針や活動内容について説明し共通理解を図ります。

## (3) 会議・打合せを効率化するための方策

### ① 会議等の運営方法の工夫

ア 会議、打合せの必要性を精査し、回数の削減を図ります。

イ 年間行事に位置付ける等、会議の時間帯の割振り等を工夫します。

ウ 会議への出席は必要最小限の人数にするとともに、効率的な運営に努めます。

### ② 会議等の資料の取扱いの工夫

ア 配布資料は必要最小限とします。

イ 資料を電子データで共有・閲覧できるようにします。

## (4) 成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策

### ① 校務へのICT活用の推進

指導要録・通知票等の作成における事務的な負担を軽減するために、ICTを活用した電子データ化をさらに進めていきます。

### ② 報告書の様式等の簡素化

学校が独自に定めている様式や様々な事務手続きの簡略化を進めます。

### ③ 教育委員会が実施する調査等への対応

毎年度実施する調査については、回答方法を記録に残す等により、負担の軽減を図ります。

#### ④ 学校徴収金の口座振替の検討

保護者の協力により、学校徴収金の口座振替や、保護者が業者から購入する体制の構築を進めます。

### (5) 学校行事の負担を軽減するための方策

#### ① 学校の規模や地域の実状等に見合った行事の見直し

ア 学校や地域の実態に応じて行事を精選するとともに、学校、家庭、地域が連携して対応する体制を構築します。

イ 学校行事に係る指導の在り方等について教職員間で共通理解を図ります。

### (6) 給特法等の改正により学校に義務付けられた事項

#### ① 学校評価に基づく改善措置

学校評価の結果に基づき改善を図るための必要な措置を講ずる場合は、教育委員会が策定する実施計画（本プラン）に適合するものとします。

#### ② 学校運営協議会の承認

学校運営協議会を設置している学校では、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関することを含めます。

## 6 関連する取組、今後のフォローアップについて

取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。

町教育委員会が実施している会議・研修会等について、見直しの必要がないか内容を精査します。

学校での児童生徒等の支援に当たる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組みます。

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、各町立学校で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、国・県による既存の調査及び本町で導入しているストレスチェックの結果から把握します。

教育委員会において、各学校の状況を確認し、本プランの内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。

各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、町校長会等を通じて管理職向けにマネジメント等に関する指導を行うなど、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、学校における働き方改革に向けた取組を実施します。

保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的項目について協力を得られるよう取り組みます。